

(意見書案第8号)

国営造成農業水利施設等の確実な整備・維持に関する意見書

現在、国においては、第二期地方分権改革に向けて、国から地方への権限移譲とそれに伴う国の出先機関の縮小・廃止などが検討されており、本来、国の施策として行われるべき大規模な土地改良事業までをも地方へ業務移管するなどの議論が行われている。

しかしながら、食料貿易交渉を含む国際的な経済情勢や気象条件が激しく変動している状況にあって、国民に安全・安心な食料を安定的に供給すること及びその条件を整えることは国の責務であると考える。

とりわけ、我が国農地面積の25%を占め食料自給率向上に大きな役割を果たしている北海道農業が、揺れ動く国際情勢に抗して、国民の食料安全保障を確保していく責務を将来とも果たしていくためには、農地とこれを支える国営土地改良事業で整備される大規模な農業水利施設等を次世代に引き継いでいくことが不可欠である。

そのためには、これら国営造成施設等を確実に整備・維持することが重要であり、その業務は当然、国際的かつ全国的かつ長期的視点を持つ国の責任として引き続き国営土地改良事業として実施すべきと考える。

よって、政府においては、下記事項について強く要望する。

記

- 1 国営土地改良事業は国の責務として今後とも確保すること。
- 2 上記に必要な国の体制を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年6月20日

釧路市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府地方分権改革推進委員長

} 宛